

軽井沢追分エリア まち並み景観整備事業補助金



追分エリアのまち並み形成に！

追分宿にふさわしいまち並み景観整備に補助金を交付します

- 【対象事業*】 町道追分村中線に接する土地に存する建築物または工作物等の新築、修繕等
- 【対象者】 対象建築物の所有者で、町税、水道料金、下水道使用料を滞納していない者
- 【補助金額】 補助率：対象経費の1/2以内
限度額：100万円（建築物）、20万円（工作物等）

申し込み・問い合わせ先

軽井沢町地域整備課都市計画係

TEL：0267-45-8582 FAX：0267-46-3165

令和6年4月1日施行

* 対象事業について

町道追分村中線（1-65号線）に接する土地に存する建築物または工作物等で、次のいずれにも該当するもの

- (1)追分エリアデザインガイドラインに適合するもの
- (2)軽井沢町の自然保護対策要綱に適合するもの

※申請者は、交付決定後に補助事業に着手するものとします。

※工作物等とは、行灯、いけがき又は植栽、景観を阻害する建築設備の除去又は目隠しの設置を指します。

※工事の完了日は、申請日の属する年度末日までとします。

※補助金の交付回数については、要綱に定められた期間につき1回とします。